

令和5年 第11回森町教育委員会会議録

日 時：令和5年11月29日（水）10：00～

場 所：森町福祉センター（森町公民館） 1階 大会議室

出席委員：毛利教育長・三輪委員・長瀬委員・吉川委員・古川委員

出席者：坂田学校教育課長

藤嶋学校教育課参事

須藤社会教育課長（兼）森町公民館長（兼）図書館長

木村体育課長（兼）体育館長（兼）青少年会館長（兼）生涯学習課長

石岡森町学校給食センター長

西川学校教育課総務係長

石井学校教育課総務係主事

署名委員：長瀬委員・吉川委員

報告事項：報告第1号 委員の委嘱について

協議事項：議案第1号 令和5年度一般会計補正予算について

議案第2号 森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第3号 森町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について

議案第4号 森町立幼稚園規則の一部を改正する規則制定について

（毛利教育長）

おはようございます。これから令和5年第11回森町教育委員会を開催します。会議に先立ちまして、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員に長瀬委員と吉川委員を指名いたします。よろしく願いいたします。

最初に教育長の主な行政報告ということで、1ページをお開きください。この間色々ございましたので、かいつまんでいきたいと思えます。9月1日から14日まで、議会9月会議がございました。その間8日に子ども工作展の表彰があつて、展示もしていたんですけども、非常にレベルの高い作品が集まって、ご覧いただいた方には喜んでもらえたのではないかと思います。14日、地域みらい留学という制度というか法人の取り組みがあるんですけども、森高校のことでこういう取り組みをしている団体から力を借りて、生徒募集の部分でももう少し人数が増えないかということで話を聞いてきました。今すぐ動くということではないんですけども、一応そういう外の力も借りてこの後森高校の存続に向けて町としても努力していきたいという動きをしております。28日、人事推進会議と書いてありますけれども、いよいよ来年度に向けての人事の協議が諸々の形で始まっております。私が担当するのは学校の職員ということになりますけれども、そのことでこれからも動いていくところです。9月の下旬、森中学校の波光祭および砂原中学校の学校祭ということで開かれており、子供たちが主体的に取り組む様子がどちらにもあふれていて、大変良い行事だったと思っていたところです。10月に入りまして、6日、10日にNEXT MORIと書いてありますけれ

ども、教職員の研修を主体的に委員会としても取り組んでおりまして、函館市の八幡小学校、巴中学校に視察研修ということで行ってまいりました。教員にとっても学びの機会になったということで私たちも捉えております。16日、それからつい先日ですね、学校訪問につきまして委員の皆様には大変お世話になっております。ありがとうございました。どこの学校も非常に落ち着いた授業態度、様子が見ていただけたのではないかと考えていますし、学校も相当色々な形で時代に合わせて努力しているという風に思っております。10月下旬から各小学校の学習発表会が様々開かれております。こちらも中学校同様非常に子供たちが張り切って発表している様子うかがえました。学校によっては教育委員の皆さんにもご出席ただいての行事ということで非常に学校としても喜んでいるところです。それから見慣れない言葉があるので説明しておきます。10月29日下段のロボットコンテスト、30日「VIVITA（ヴィヴィータ）」と読むんですけれども、スタッフ学校訪問ということで、中々学校の教育活動に乗っかる形に出来るかどうかというのも非常に難しいところなんですけれども、主体的な学びというところでVIVITAという組織でそこをどんなふうに進めるか、どんな協力ができるか、予算的にどうなのかということも含めて報告していただいて、学校の校長と意見交換をしたり模擬的に先生方に参加していただいたりして活動を体験して、今後も新たな形で学校教育を考えていきたいという布石だと思っていただければ良いかと思えます。11月2日、新聞報道等でも随分出ましたから、ご存じのとおり全国の学校給食に森町のホタテを提供しましょうということで動いておりましたが、先陣を切って、どこの自治体よりも早く本町でこの時私はさわら小学校に行って試食をしてきましたけれども、全学校に無償提供のホタテを使った給食を提供したという風なところです。それから3日、駒ヶ岳小学校の閉校式及び夕方以降は思い出を語る会ということで、無事に済ませることが出来ました。非常に集まった方々、表情も良くて、私たちとしても胸を撫でおろしているところです。今後まだすっかり統合校に来るまでは色々あるかもしれませんが、引き続き学校にも協力いただきながら進めていきたいと思っております。3日森町文化祭、これはステージ発表の部分ですね、先立って展示というのもやったんですけれども、ステージ発表のところでは徐々にコロナの制限が明けて、来客数も増えているのかなと私個人では思っていました。6日・7日は文化財保存整備協議会というのがありまして、社会教育の職員が出ていますけれども、いよいよ鷲ノ木遺跡について今後どうしていくかというのが時期的に方向性を付けなければならないという時期に来ていますので、色々な機関と相談しながら進めるところです。10日、14日幼稚園のことが書いてありますけれども、最後の発表会をあの場所で終え、次の週の火曜日には移転セレモニーということで新聞報道等にも出ていたと思えますけれども、ついこの間も様子を観に行っただけなんですけれども、非常に子供たちのびのびと活動してまして、小学校との境目だとか音の部分について非常に危惧していたんですけれども、殊の外お互いに声が邪魔されない環境で今のびのび子供たちも活動しているところです。24日森町議会全員協議会ございまして、今後冷房装置を各公共施設に入れなければならないのではないかという機運がずっと今年は盛り上がっていて、実際に学校の方でも暑さが酷く

て今年は今前で帰したり、臨時休校をしなければならなかったりとそういうような状況でありましたので、町としても冷房装置を各施設に最低限でも入れましょうということで動いています。ただすぐに取り付けるわけにも行かず、電気容量も必要になりますから、設計から入ると中々来年度全面的に入れるのも難しく、どういう方法だったら涼しい場所を作れるかというところで動いております。各公共施設のことについて議員と全員協議会ということで色々揉んだところですよ。後で気になる点がありましたら質問をお受けしますので、よろしくお願ひします。それでは今の報告事項について皆さんから何か聞きたいことがあればお話ししてください。よろしいですか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは何かあったら直接聞いてください。それでは報告事項に入ります。報告第1号「委員の委嘱について」です。報告第1号については秘密会としますので、秘密会としてご議論いただきます。よろしくお願ひいたします。

**以下、秘密会のため、議事録は公開いたしません**

(毛利教育長)

それでは次に協議事項に入ります。議案第1号「令和5年度一般会計補正予算について」です。学校教育課からお願ひします。

(坂田学校教育課長)

はい、議案第1号「令和5年度 一般会計補正予算について」をご説明いたします。補正予算につきましては、町長に対し議案作成方、意見の申出をしようとするものでございます。この補正予算につきましては、第8回目となるものでございます。

歳入についてご説明いたします。7ページをお開き願ひします。款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、節1教育総務費補助金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金140千円の減額及び8ページ、款16道支出金、項2道補助金、目6教育費補助金、節1教育総務費補助金の地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金140千円の減額につきましては、歳出で説明します事業精査によるものでございます。7ページに戻っていただき、節2小学校費補助金575千円の増額及び節3中学校補助金340千円の増額につきましては、歳出で説明します窓枠エアコン及びスポットクーラー購入のための補助金を補正予算計上するものでございます。

歳出についてご説明いたします。10ページをお開き願ひします。款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、11ページ、節1報酬の特別支援教育支援員報酬の348千円の増

額、節2給料の事務補助給料144千円の増額、節3職員手当の期末手当58千円の増額につきましては、人事院勧告に伴う森町職員の給与に関する条例改正によるものでございます。節4共済費の退職手当組合116千円の減額につきましては、退職手当組合負担金精査によるものでございます。節7報償費の部活動地域移行関連講演報償費200千円の減額及び節8旅費の部活動地域移行関連先進地視察308千円の減額につきましては、先ほど歳入で説明した地域スポーツクラブ活動体制整備事業補助金の対象となくなつたため、補正予算計上するものでございます。

12ページ、項2小学校費、目1学校管理費、13ページ、節2給料の用務員給料864千円の増額、節3職員手当の期末手当232千円の増額につきましては、先に説明した条例改正によるものでございます。節4共済費の退職手当組合763千円の減額につきましては、退職手当組合負担金精査によるものでございます。節10需用費の光熱水費1,710千円の増額につきましては、電気料金の単価の上昇・使用量を精査し補正予算計上するものでございます。修繕料812千円の増額につきましては、森小学校・鷺ノ木小学校・さわら小学校それぞれ、点検で指摘されたボイラー部品を交換修繕するものでございます。節12委託料の電気保安業務委託料の14千円の増額につきましては、キュービクルの設備容量が増えたためでございます。各小学校冷房設備設置工事調査設計業務委託料の16,500千円の増額につきましては、各小学校に冷房設備を整備するための調査設計業務を補正予算計上するものでございます。

節17備品購入費の14ページ、施設用備品の1,150千円の増額につきましては、小学校に猛暑時のシェルターを緊急的に整備するため、窓枠エアコン及びスポットクーラーを購入するものでございます。15ページ、目3学校建設費、16ページ、節12委託料の鷺ノ木小学校校舎改修工事調査設計業務委託料の1,500千円の増額につきましては、現在行っている改修工事調査設計業務に冷房設備を加えて調査設計業務を実施するため補正予算計上するものでございます。

17ページ、項3中学校費、目1学校管理費、18ページ、節2給料の用務員給料の288千円の増額及び節3職員手当の期末手当の66千円の増額につきましては、先に説明した条例改正によるものでございます。節4共済費の退職手当組合116千円の減額につきましては、退職手当組合負担金精査によるものでございます。節10需用費の光熱水費300千円の増額につきましては、電気料金の単価の上昇・使用量を精査し補正予算計上するものでございます。節12委託料の各中学校冷房設備設置工事調査設計業務委託料の16,500千円の増額につきましては、各中学校に冷房設備を整備するための調査設計業務を補正予算計上するものでございます。節13使用料及び賃借料のコンピュータ機器設備借上料424千円の増額につきましては、中学校公務・教育用機器借上料が不足するため、補正予算計上するものでございます。

節17備品購入費の19ページ、施設用備品の680千円の増額につきましては、中学校に猛暑時のシェルターを緊急的に整備するため、窓枠エアコンを購入するものでございます。

20ページ、項4幼稚園費、目1幼稚園費、21ページ、節2給料の教諭等給料432千円の増額及び用務員給料の144千円の増額並びに節3職員手当の期末手当の183千円の増額につきましては、先に説明した条例改正によるものでございます。節4共済費の退職手当組合491千円の減額につきましては、退職手当組合負担金精査によるものでございます。節10需用費の光熱水費600千円の増額につきましては、電気料金の単価の上昇・使用量を精査し補正予算計上するものでございます。節12委託料の非常用発電機保守点検委託料の55千円の増額につきましては、点検業者が函館市から札幌市へ移転したため、点検委託料が不足することから補正予算計上するものでございます。

節17備品購入費の施設用備品の340千円の増額につきましては、森幼稚園に猛暑時のシェルターを緊急的に整備するため、窓枠エアコンを購入するものでございます。22ページをお開き願います。小学校費・中学校費・幼稚園費で説明しました、冷房設備整備事業について、資料で説明させていただきます。事業の目的は、近年の気候変動により森町においても本州並みの暑さとなる中、子どもの生命と健康を守り、充実した環境下で教育活動を行っていくために冷房設備を整備するものです。整備の概要は、町内小中学校の普通教室等に冷房設備を設置するための調査設計業務を行います。冷房設置予定箇所につきましては、23ページから26ページに図で示しておりますので、後程ご覧ください。この調査設計業務は約6か月必要だと言われております。このことにより、来年夏までには、冷房設備の設置が困難なことから、猛暑時のシェルターを緊急的に整備するため窓枠エアコン及びスポットクーラーを資料に記載している台数を購入するものです。

27ページをお開き願います。繰越明許費見積書について、ご説明いたします。款10教育費、項2小学校費、各学校施設冷房設備整備事業の16,500千円及び款10教育費、項3中学校費、各学校施設冷房設備整備事業の16,500千円につきましては、調査設計業務が今年度で終わらない見込みのため提出するものです。29ページをお開き願います。

債務負担行為見積書について、ご説明いたします。さわら小学校及び砂原中学校の日常管理（用務員）業務委託料に係る債務負担行為を令和6年度の期間で、「さわら小学校については、限度額11,000千円」、「砂原中学校については、限度額7,800千円」で設定するものでございます。学校教育課からの説明は以上でございます。

（毛利教育長）

はい、少しボリュームがあるんですけども、皆さんから何かお尋ねしたいことがありましたらお願いします。

（長瀬委員）

これは設計の金額ですか。

(毛利教育長)

冷房関係ですね。

(坂田学校教育課長)

22ページに説明資料を添付しております、右の方に歳出があるんですけども、小学校費・中学校費の16,500千円がそれぞれ調査設計業務の金額です。

(長瀬委員)

設計だけでもね。

(坂田学校教育課長)

そうです。これはそれぞれ2校分となっております、この他に鷺ノ木小学校については壁や屋根の修繕に係る設計を行っておりますので、契約変更して冷房も入れていくことと考えています。

(長瀬委員)

ではこれは2校分ずつということですか。

(坂田学校教育課長)

そうです。設計には6か月程度かかるとのことで、早くても来年の6月の議会で工事の予算の補正を行います。

(長瀬委員)

設計が終わってからの工事の補正予算を組むということですね。それからエアコン本体を購入したりだとか。

(坂田学校教育課長)

はい、なので来年の夏には難しいことになります。

(毛利教育長)

来年の夏には難しいので、暫定的に後で使えるような窓枠エアコンだとかそういうものを流用して学校の中に一部涼めるようなそういうエリアを作ろうということで今動いております。学校自体にきちんと冷房設備を整備するには時間とお金がかかる手順が必要となってくるので、2年がかりでやらなければならないかと思います。

(長瀬委員)

他の自治体の学校もこういうことやっているんですね。

(坂田学校教育課長)

その場所によってスポットクーラーしか使っていないところもありますし、設計を行うところもあるんですけども、学校によっては電気の容量が足りなくて、キュービクルという大元を取り替えなければならないという部分もありますので、設計が必要となることとなります。

(毛利教育長)

かなり大掛かりなことになるのではないかと思います。引き続きまして、社会教育課お願いします。

(須藤社会教育課長(兼)森町公民館長(兼)図書館長)

それでは説明の前に資料の差し替えをお願いします。申し訳ございませんが、資料の42ページから44ページにつきまして、本日配布した資料と差し替えをお願いします。ページ数は変わっておりません。

それではまず公民館の歳出について説明させていただきます。30ページをお開きください。項5社会教育費の目2公民館費につきましては、1,008千円の増額をしようとするものでございます。31ページをお開きください。節1報酬、細々節10清掃員等報酬54千円の増額と節3職員手当、期末手当3千円の増額につきましては、会計年度任用職員である清掃員の報酬と期末手当について改定を予定しており、その不足分について増額しようとするものでございます。節14工事請負費、951千円の増額は、熱中症予防やクーリングシェルターへの活用のため、森町公民館へ冷房設備を設置しようとするものでございます。設置個所につきましては次ページ32ページに資料を添付しておりますが、1階ロビーを予定しております。33ページ繰越明許費についてですが、この後冷房設備の設置について機器の調達等に時間を要する可能性がありますので、繰越明許費とするものです。

続いて図書館の歳出について説明いたします。40ページをお開きください。項5社会教育費目3図書館費につきましては、210千円の増額をしようとするものです。41ページをお開きください。節2給料、細々節501、図書整理給料432千円の増額と、節3職員手当、期末手当112千円の増額、時間外勤務手当5千円の増額につきましては、会計年度任用職員である清掃員の報酬と期末手当について改定を予定しており、その不足分について増額しようとするものでございます。節4共済費、細々節10退職手当組合の348千円の減額につきましては、負担金の精査により減額しようとするものでございます。

続いて社会教育課の歳出について説明いたします。42ページをお開きください。項5社会教育費、目4文化財振興費につきましては、6,559千円の減額をしようとするものでございます。43ページをお開きください。節1報酬、細々節11作業員報酬の167千円

の増額、節2給料、細々節1事務補助給料の144千円の増額、細々節4学芸員給料144千円の増額は、会計年度任用職員である清掃員の報酬と期末手当について改定を予定しており、その不足分について増額しようとするものでございます。節1報酬に戻りまして、細々節504の鷲ノ木遺跡整備委員報酬51千円の増額につきましては、整備委員会の開催日数が増加したことから、不足が見込まれる分について増額補正しようとするものでございます。節4共済費、細々節10退職手当組合の245千円の減額につきましては、負担金の精査により減額しようとするものでございます。節12委託料、細々節40、PCB含有調査業務委託料の50千円の増額につきましては、森町遺跡発掘調査事務所において、現在未使用となっている電気機器類の中に低濃度のPCBが含有している可能性があることから、含有の有無を調査するため、増額補正しようとするものです。細々節527鷲ノ木遺跡整備実施設計委託料6,950千円の減額につきましては、年度内の業務実施が見込むことが出来なくなったため、減額補正しようとするものです。節18負担金補助及び交付金の5千円の増額補正につきましては、会議負担金の不足が見込まれることから、増額補正しようとするものでございます。説明は以上でございます。

(毛利教育長)

社会教育課並びに図書館の部分について触れましたけれども、皆さんからいかがでしょうか。当然公民館という部分も冷房の装置を最低限の部分で設置していくんですけども。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは体育課、併せて生涯学習課もお願いします。

(木村体育課長(兼)体育館長(兼)青少年会館長(兼)生涯学習課長)

先に生涯学習課に係る補正内容についてご説明いたします。36ページをお開き願います。公民館費ですが、節10需用費 燃料費の189千円、光熱水費の320千円については、砂原公民館 暖房用燃料のA重油及び電気料について今後の使用量などを見込み不足分を増額補正するものであります。

続きまして同じく36ページ 中段をご覧ください。節14工事請負費 森町砂原公民館冷房設備設置工事1,169千円については、森町砂原公民館へクーリングシェルターを設置し、近年長引く猛暑による公民館利用者の熱中症等の事故防止を図る目的として、1階第1会議室へ冷房設備を設置するものとなっております。設置箇所位置図については、次のページ 37ページの説明資料をご参照願います。またこの工事請負予算については、繰越明許費となる予定であり、繰越明許に係る内訳等についての詳細は、38ページ及び39ペー



ジの資料をご参照願います。

続きまして51ページをお開き願います。体育施設費ですが、節10需用費 燃料費の126千円については、森町ふるさと交流館 暖房用燃料の灯油について今後の使用量などを見込み不足分を増額補正するものであります。同じく節10需用費の修繕料 461千円については、森町ふれあいの森パークゴルフ場内にあります 屋外トイレの屋根が老朽化に伴い破損し、トイレ内に雨漏りが発生しているため、破損個所の修繕を行おうとするものであります。

続きまして節12委託料 ファミリーヘルスプラザプール監視業務及び清掃業務委託料40千円の減額については、事業執行に伴う精査のための減額補正であります。

続きまして節14工事請負費 森町総合運動公園幅跳施設改修工事 241千円の減額については、改修工事の終了に伴う未執行額の減額補正であります。

生涯学習課に係る補正説明は以上となります。

続きまして、体育課に係る補正内容についてご説明いたします。46ページをお開き願います。保健体育総務費ですが、節2給料の43千円については、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額補正となっており、節4共済費の266千円の減額については、退職手当組合負担金の精査に伴う減額補正となっております。

続きまして、節18負担金補助及び交付金 スポーツ少年団補助金 306千円については、これまで「スポーツ少年団認定員」の資格を有し、少年団指導を行ってきた指導者の認定員資格は永年資格でありましたが、令和5年度末をもってこの制度が改正となります。引き続きスポーツ少年団指導者として登録・活動していくためには、今年度（令和5年度）中にJSPO（日本スポーツ協会）公認スポーツ指導者資格（コーチングアシスタント）への移行が必要となりました、資格移行しなければ令和6年度以降は指導者の資格を失うこととなります。今回の制度改正に係る資格移行には、1人当たり13,300円（4年間分）の費用負担が新たに発生することとなり、これまで少年団指導者への主だった金銭的支援がなかったことを鑑み、指導者の資質向上と充実及び負担の軽減を図りながら活動を支援する目的として、令和6年度以降も少年団の指導活動を行う旨の意思確認をしました指導者23名に対して、資格移行に係る費用を助成するための増額補正となっております。

続きまして48ページをお開き願います。体育施設費ですが、節1報酬 清掃員等報酬の73千円、節2給料 体育施設管理人給料の488千円、節3職員手当 期末手当の157千円については、会計年度任用職員の給与改定に伴う増額補正となっており、節4共済費 退職手当組合の375千円の減額については、退職手当組合負担金の精査に伴う減額補正となっております。

上段に戻りまして、節1報酬 町民プール監視員等報酬の1,704千円、節8旅費 費用弁償の31千円、節12委託料 町民プールシート貼付格納委託料の587千円、次のページ49ページ、町民プール水質検査業務委託料の80千円、町民プール清掃業務委託料の360千円の減額については、本年度の森町民プール開放中止に伴う関連予算の減額補正を

行うものであります。

体育課に係る補正説明は以上となります。

(毛利教育長)

はい、体育課・生涯学習課に係る部分ですが皆さんからご質問等ございますか。どうしても給与改定があったもので欄としては増えている非常に見づらいんですけども。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、それでは次に給食センターお願いします。

(石岡森町学校給食センター長)

それでは次に給食センターに係る部分についてご説明します。資料53ページをお開き願います。学校給食費の節2給料、節3職員手当の増額補正について説明いたします。会計年度任用職員の給料改定に伴うものでございます。節4共済費の減額について説明いたします。退職手当組合負担金の精査により、減額補正するものでございます。続きまして節10需用費の修繕量の増額667千円の増額について説明いたします。内訳の1番、食器自動供給装置修繕ですが、食器自動供給装置において皿がレーンより落ちて流れていなくなり、手作業で対応しており、作業に遅れが生じております。原因はユニットの弁の故障によるもので、部品交換による修繕となります。続きまして内訳2番、フードスライサー刃物交換修繕と内訳3番の野菜切機刃物交換修繕です。どちらも食材をカットする機器ですが、刃物部品が欠けており、金属片の異物混入の恐れがありますので、部品交換による修繕となります。続きまして内訳4番の暖房ラインポンプ取替修繕ですが、センター内のパネルヒーターの温水ポンプが部品の経年劣化により動作不良を起こして使用できない状況となりました。今は何とか復旧しておりますが、再度不良を起こす可能性がありますので、これから冬本番を迎えることも考えて早急な部品交換修繕をするものです。続きまして内訳5番プラットホームドアカギ取替修繕ですが、食材を搬入する扉で、2か所施錠するものです。その内1か所が故障しており、今は1か所のみ施錠となっております、力いっぱい引っ張ると開いてしまう状態です。不法侵入や盗難対策の観点から、早急に修繕をするものです。最後に内訳6番、調理機器等修繕一式は、急な故障などに対応するため100千円を計上しております。説明は以上です。

(毛利教育長)

皆さんからいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは以上議会に補正予算をかけたいと思います。よろしくをお願いします。

続きまして議案第2号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」です。

(坂田学校教育課長)

はい、議案第2号「森町立学校設置条例の一部を改正する条例制定について」ご説明いたします。このことについて、森町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定めようとするものです。58ページの新旧対照表をご覧ください。森町立尾白内小学校及び森町立駒ヶ岳小学校の閉校に伴い森町立尾白内小学校及び森町立駒ヶ岳小学校を削るものです。附則として、この条例は令和6年4月1日から施行するものです。説明は以上でございます。

(毛利教育長)

はい、こちらについてはよろしいですね。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは議案第2号を終了します。続きまして議案第3号「森町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」です。

(坂田学校教育課長)

はい、議案第3号「森町立学校管理規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。このことについて、森町立学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めようとするものです。61ページの新旧対照表をご覧ください。主な改正点は2点となっております。1点目は、年度始めの児童生徒の受け入れ準備を円滑に行うため、第30条第1項第4号に規定しております学年始休業日の改正でございます。学年始休業日を4月5日から4月6日までと1日延長するものです。2点目は、今夏の猛暑を受けての対応として、第30条第1項第5号及び第6号の夏季休業日・冬季休業日について、それぞれ26日以内、24日以内と定めていた休業日の日数を削除し、校長が定める期間とし、62ページの第4項で夏季休業日及び冬季休業日の総日数を56日以内とするものでございます。附則として、この規則は令和6年4月1日から施行するものです。説明は以上でございます。

(毛利教育長)

はい、このことについてつまり、暑さ対策が根本にございますし、昨今報道等で流れてい

たかかもしれませんけれども、道の方を56日にして暑さを極力避けるような期間を設けて暑さ対策にするものという考えに町としても同調して規則を改訂しようとするものです。具体的にいつからいつまでと範囲は決まっているんですけども、期間については校長が定めるとなっているので、校長会の中で相談してもらって決めていきたいと思います。

(長瀬委員)

合わせて56日ということですか。

(毛利教育長)

はい、夏休み、冬休み合わせて56日以内です。

(長瀬委員)

期間は校長会の中で決めていくということですね。

(毛利教育長)

はい、一般的に考えて8月下旬も暑かったものですから、少し夏休みを後ろの方に伸ばして、暑い期間を避けて、冬休みは今までと似たような感じになろうかと想像しています。よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

それでは引き続きまして議案第4号「森町立幼稚園規則の一部を改正する規則制定について」です。

(坂田学校教育課長)

はい、議案第4号「森町立幼稚園規則の一部を改正する規則制定について」ご説明いたします。このことについて、森町立幼稚園規則の一部を改正する規則を次のように定めようとするものです。65ページの新旧対照表をご覧ください。主な改正点は、今夏の猛暑を受けての対応として、第11条第1項第4号及び第5号の夏季休業日・冬季休業日について、それぞれ26日以内、24日以内と定めていた休業日の日数を削除し、園長が定める期間とし、第4項で夏季休業日及び冬季休業日の総日数を56日以内とするものでございます。附則として、この規則は令和6年4月1日から施行するものです。説明は以上でございます。

(毛利教育長)

はい、先ほどの小中学校に合わせて幼稚園も同様の期間としようということでございます。

よろしいでしょうか。

(教育委員一同「はい」の声)

(毛利教育長)

はい、では本日用意した報告・議案については以上です。その他皆さんから何か取り上げていただきたいことがあればおっしゃってください。

(教育委員一同「ありません」の声)

(毛利教育長)

それでは以上を持ちまして令和5年第11回森町教育委員会を終了します。ありがとうございました。